

事案（4） 市道認定申請手続きについて

対象機関	都市整備部道路課
苦情の趣旨	市道認定の申請者は町内会長となっているが、登記簿に記載されている住所が古いため連絡が取れない地権者がいたり、地権者に変更があった場合に登記漏れが発生したりしていて全ての地権者から同意をもらうことができないことから、申請してもらえず困っている。関係者が直接申請できるようにしてほしい。 （苦情の趣旨及び理由は整理しました。）
調査しない理由	本件は、市道認定申請手続きにあたり、町内会長との協議の段階での苦情であり、市の業務執行による利害関係が発生していないことから、上越市オンブズパーソン条例第12条第1項第5号の規定により調査することが適当でないと認め、オンブズパーソンとして調査しないこととしました。